



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパン  
代表者名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎  
(コード番号：6051)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 浜 崎 義 樹  
( TEL. 03-3796-1120 )

### 筆頭株主による第1回新株予約権の行使状況に関するお知らせ

平成 25 年 4 月 12 日 (金) に公表した「コミットメント型ライツ・オファリング (上場型新株予約権の無償割当て) に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたライツ・オファリングに関し、当社は、当社の筆頭株主である当社代表取締役社長・CEO 寺下史郎 (筆頭株主) より、同氏に割り当てられた当社第1回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) 1,054,000 個の全てについて、上記プレスリリース「6. 筆頭株主の動向」に記載された方針に従い、本日、行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った旨の報告を受けましたのでお知らせいたします。

なお、当社は、本日時点で、その他の本新株予約権の行使状況について確認をすることができないため、本プレスリリースは本日時点での本新株予約権の行使状況及び当社発行済株式総数を公表するものではございません。

以上

ご注意：

本書は、当社の筆頭株主による本新株予約権の行使状況に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、平成 25 年 4 月 12 日付で提出された有価証券届出書（URL：<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を一切構成するものではありません。本新株予約権の発行については、日本国外における証券法その他の法令（1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。